

相  
密  
陽

大正八年五月三十日

書記官長



主筆書記官



書記官

也

関東廳事務官補特別任用、件

審査報告

謹于今回御諮詢、関東廳事務官補特別任用、件

ヲ審査スルニ、関東廳ニ於テ、大正三年五月以來、関

東州土地調査令ヲ施行シテ関東州内ノ土地ノ調査測

量及疆界査定ノ事務ニ従事セシカ近時其ノ事務（其ノ）

擴張増廣シタルニ伴ヒ今回別案ヲ以テ該事務所要ノ

臨時職員ヲ増置シ且新ニ同職員ニ事務官補奏任

專任二人ヲ加ヘ事務官補ハ上官ノ命ヲ承テ事務ヲ掌

リ主トシテ實地業務ノ監査ニ當ルモノヲラシムル然ルニ同官

ハ其ノ特殊ノ職務ニ照ラシ普通任用ノ資格アル者ノミ

ニ就キ之ヲ任用スルコト不便ナルノ事情アルカ故ニ茲ニ本

案ヲ以テ其ノ特別任用ノ制ヲ立テ該官ハ高等行政

官トシテ一年以上土地調査事務ニ従事シタル者又ハ三

陸院

年以上判任官以上ノ官ニ在職シテ土地調査事務若ハ稅務ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在リ判任官五級俸以上ノ俸給ヲ受クル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得シメトス按スルニ本案ハ已ムコトヲ得サルノ必要ニ基キ且別ニ支障ノ慮ナキモノト認メ

ラルルニ付此ノ儘可決セラレ然ルヘシト思料ス

右謹ニ審査ノ結果ヲ報告ス

大正八年五月三十一日 書記官長

議長宛

鹽 院

札 密 院

